

平成27年（ワ）第13029号、第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

## 原告第3準備書面

(TPPが食の安全の関係でもたらす被害について)

平成27年11月6日

東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外

本準備書面では、TPPが我が国における食の安全を危険にさらし、原告らに対していかなる被害を与えるかを、TPPがアレルギー表示と遺伝子組み換え食品表示に与える影響の観点から補充して主張します。なお、今後も原告らは食の安全に関して補充して主張を行う予定です。

### 第1 TPPの内容

#### 1 日本政府の発表

今年10月5日、TPP交渉は、協議国間で大筋合意が成立したと報じられました。同日、内閣官房TPP政府対策本部が公表した「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」では、食の安全との関係では、「SPS章は、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品

の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており，日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず，日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。」と説明されています。

また，貿易の技術的障害（TBT）についても，「遺伝子組み換え食品を含め，食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない」などと説明されています。

しかし，このような説明は，以下の理由から全く信用できるものではなく，むしろ，TPPは国民にその全貌が知らされない中で，実質的に日本の食の安全を危険にさらす内容となっていることは明らかです。

## 2 SPS協定自体が食の安全を保障するものではないこと

まず，SPS章は，科学的な原則に基づいて，加盟国に食品の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっているといいますが，そもそもSPSを厳密に読み解くと，各国が人や動植物の健康を守るためにとることのできる措置が，厳格に制約されることは，訴状13頁以下で述べたとおりです。SPSルールの下では，健康に重大な影響が懸念される輸入品についてであっても，その輸入を制限するためには，十分でないにしても一定の科学的根拠が要求されるのみならず，輸入制限についても，あくまでも暫定的な措置としてのみ容認されるのです。限られた期間で科学的証拠が収集できなかった場合には，輸入制限は解除しなければならないわけですが，慢性的健康への影響の有無を確認するには，疫学的調査が必要であり，暫定的な期間でこれを実施するのは不可能を強いるに近いものです。

また、政府は日本の制度変更が必要となる規定は設けられていないといいますが、直接的に日本の制度変更を要求する規定が入ってなかったとしても、加盟国の投資家が投資した産品について、予防原則の見地から輸入制限などがなされた場合、投資の章の定める公正公平待遇違反等を理由に、訴えられることも十分にあり得ます。日本による輸入制限が、米国企業等の利益を害する場合には、たとえ食の安全を守るための措置であったとしても、その農産物について投資をした企業が間接收用や公正公平待遇義務違反等を理由として日本を提訴し、損害賠償請求を通じて規制撤廃に向けた圧力をかけることも想定されているのです。直接的な制度変更要求が規定されていないからといって、安心できるなどといえないことは明らかです。

### 3 貿易の技術的障害にあたらぬという保障がないこと

貿易の技術的障害（T B T）と S P S ルールとは、一般的に相互補完的であるとされ、貿易障壁のうち、S P S ルールが適用される措置を除き、その他の全ての技術的基準や規格、それらが適用されるための手続に適用されると解されています。すると、遺伝子組み換え食品を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定が直接的に T B T ルールとして規定されていなくとも、貿易障壁になると判断されればその使用が制限されうること、さらには、遺伝子組み換え食品などに対して加盟国の投資家が投資した場合には、投資の章の定める内国民待遇や公正公平待遇違反等を理由に、訴えられることも十分にあり得ます。ここでも、直接的な制度変更要求が規定されていないからといって、安心できるなどといえないことは明らかです。

#### 4 事前協議の合意内容からも食の安全は侵害される危険性が高いこと

さらに、2013年4月12日に発表された日米の事前協議で、日本政府はすでに現在の食品添加物や農薬などに関する規制について、追加的な譲歩をすることを要求され、これに合意しています。政府はTPP交渉に入る「入場料」として、はじめから食品添加物や農薬に関する規制の緩和を約束しているのですから、TPPが、SPSルールを現状よりも厳格に適用する内容となっていることは疑いのない事実なのです。

#### 5 TPA法の内容を考慮するとさらに食の安全を害する危険が高いこと

##### (1) 米大統領にはTPA法に反する内容の交渉権限がない

米大統領に条約交渉権限を与えるTPA法が、米国で成立しました。このTPA法は、米大統領に無条件に条約交渉や締結権限を認めるものではなく、同法の定める交渉目的に合致する範囲でのみ交渉権限を与えるものとなっています。つまり、同法の定める交渉目的に合致しない場合には、交渉権限が制限され、議会による修正や否決の対象となりうるのです。

##### (2) TPAはバイオテクノロジー等の新技術に影響を与える表示等を制限

そして、TPA法は第2節、(b)(3)において、以下のようにバイオテクノロジー等の新技術に影響を与える食品の表示等を制限することを目標として掲げています。

すなわち、TPA法は、「農業分野に関する米国の主要な交渉目的は、次の事柄を行うことによって、米国の農産品が、外国の農産品が米国

において与えられているのと実質的に同等の競争機会を外国の市場で獲得すること、及び大量取引、特殊農産品、並びに付加価値農産品の貿易において、より公正で開放的な条件を達成することである」とした上で、この行う事項として、「衛生植物検疫措置より開かれた、平等な市場アクセスを保障する「とりわけ、米国にとってセンシティブな輸入農産品に関して、次のような不当に米国の市場アクセス機会を減少させるような慣行又は米国を致命的な状態に追い込むほど農産品市場を歪曲するような慣行を撤廃するための規制及び効果的な紛争処理機関の開発、強化、および明確化を図ること。」と規定しています。そして、この「不当に米国の市場アクセス機会を減少させるような慣行又は米国を致命的な状態に追い込むほど農産品市場を歪曲するような慣行」として、「バイオ・テクノロジー等の新しい技術に影響する、表示等の不当な貿易制限又は商取引の要求事項。」「ウルグアイ・ラウンド合意に違反して、科学的根拠に基づかないものをはじめとする、不当な一般衛生上または植物衛生上の制限」「その他の貿易に対する不当な技術的障壁」と規定しています。

米国は、以前から遺伝子組み換え食品の表示撤廃を求めています。遺伝子組み換え食品が使用されているという表示は、まさにこのバイオ・テクノロジー等の新しい技術に影響する表示として、TPAに反し、修正を強要される危険性が極めて高いものです。また、アレルギーとなる食品の表示や食品添加物の表示についても、科学的根拠の未究明なものも多く、「科学的根拠に基づかないもの」表示として制限される可能性が危惧されています。

### (3) 米韓FTAでの経験

実際に、米韓FTAでは、交渉妥結後に米国側から追加交渉の提案

があり、それらの交渉事項に合意しない限り米国大統領が承認しないという方法がとられました。そして、その追加交渉の結果、両国の乗用車の関税撤廃時期が5年目以降へ延長される等の変更や、韓国に輸入されるアメリカの自動車（商用車を除く）の安全基準に関し、製造会社毎に年間2万5千台まで、アメリカの基準を満たすものは韓国の基準を満たすと認定するなど、明らかに韓国に不利な基準の受諾が事実上強要されたのです。

もしも、TPPのSPSの章に、政府が説明するように、「日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。」とすれば、現在食品表示法等で定められているアレルギーの表示や、食品添加物の表示などの法規制はそのままということになるのでしょうか。しかし、先にのべたような米韓FTAの経験も踏まえれば、米議会からはこれらの表示が、「科学的根拠に基づかない」「不当な技術的障壁」であるとして、交渉妥結後の追加交渉というかたちで事実上強要されることは目に見えています。

また、TPPのTBTの章についても同じことがいえます。仮に政府が説明するように「遺伝子組み換え食品を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない」とするならば、米議会からはTPA法の内容と矛盾するとされ、条約内容の修正法改正を含めた再交渉が求められる可能性が高いでしょう。したがって、TPPの内容に、政府が説明するように日本の制度変更が必要となる規定は設けられていないとしても、TPAの制限がある限り、日本の食の安全が脅かされる危険性は極めて高いのです。

## 第2 TPP締結が原告らの食の安全を脅かすこと

このような内容を含むTPPの締結は、食の安全を守る防波堤ともい

うべき使用制限の諸規定や、その前提としての食品表示に関する諸規定をゆるがし、原告らが自らの健康や生命を守る機会を奪い、食の安全を脅かすものです。以下では、T P Pが具体的にどのように原告らの食の安全を奪い、その生命や健康に被害を与えるかを明らかにします。

## 1 アレルギーをもつ原告らへの健康被害

### (1) アレルギー原因食品誤食の恐怖

アレルギー体質の人は、わずかなアレルギー物質が体内に入っても、遅発性の反応のほか、アナフィラキシーと呼ばれる急性アレルギー症状を発症することがあります。その症状は、じんましんなどの「皮膚の症状」から、くしゃみ、せき、息苦しさなどの「呼吸器の症状」、目のかゆみやむくみ、くちびるの腫れなどの「粘膜の症状」、さらにひどいものになれば、腹痛や嘔吐などの「消化器の症状」、さらには、血圧低下など「循環器の症状」もみられます。特に、急激な血圧低下で意識を失うなどの「ショック症状」も1割程みられ、これはとても危険な状態です。

しかも、アレルゲンとなる物質が食品にどの程度含まれていればアレルギー症状を発症するかは、個体差が大きく、微量でも含まれていれば、これらの症状の発症を招く危険性があるとされています。食品の原料として含まれていなくとも、アレルゲンとなる物質を貯蔵した倉庫を利用したり、アレルゲンとなる原料を使用して生産がなされた工場で食品が製造されれば、アレルギー反応が起きることは広く報告がなされているところです。

### (2) 食品衛生法などに基づく表示の状況

そのため、日本の食品衛生法は、小麦、そば、卵、乳、落花生の5種類については、「数ppm」以上のアレルギー物質を含む場合には表示

が必要と規定しています。この数 ppm とは、一般的には「10 ppm」以上と理解されていますが、ppm とは100万分の1を意味し、100グラムの食品中に0.01mgの物質が存在するときの濃度が10 ppm となります。この基準は、非常に厳格なものですが、そのおかげで、原告らの一部を含むアレルギー症状に悩む人や、アレルギー症状を持つ子供の親は、安心して食品を口に入れることができるのです。

ところが、国際的なレベルに目を移すと、アレルギー物質の表示について明確な国際基準はありません。国際的に見て、どれだけのアレルギー物質を摂取したらアレルギー症状が発症するかという閾値は確立されておらず、その確立には今後10年以上の疫学的調査が必要であるともいわれています。

過去の個別的な規制の例として、米国がグルテンについて、20 ppm を基準として設定したことはありましたが、仮にこの20 ppm という基準が日本国内で適用されることとなれば、アレルギー患者は、食品を安心して口に入れることが出来るのか判断できず、予測できない誤食の危険に身をさらすことになるのです。

### (3) アレルギー反応の科学的根拠は未解明

さらに問題なのは、アレルギーについては、その科学的根拠はいまだ解明されていない部分が多いということです。食物アレルギーの大部分は乳幼児期に発症し、年齢が大きくなるにしたがって症状は軽減するといわれます。他方で、魚介類やソバなどの食物アレルギーは、年長児になってから発症することが多く、乳児期のアレルギーとちがって治りにくいとされています。このように、年齢とアレルゲンとの関係の外にも、アレルゲンと運動の関係、アレルゲンの閾値など、アレルギーについては未解明な部分が多いのです。



しかし、アレルギー症状が存在することは歴然とした事実です。仮に、T P Pに盛り込まれたS P Sルールが厳格に適用されることとなれば、科学的根拠がないことを理由に原材料の表示は緩和されることになる可能性は極めて高いと思われます。そのような事態が生ずれば、原告らにとっては、どの食品を口にできるのかが判断できず、極めて深刻な精神的、肉体的な負担を負うことになるのです。

#### (4) 原告らの具体的被害 (甲 C 1)

原告大泉真佐美は、アレルギーをもつ子供の母ですが、その子どもは乳児の頃から、卵、牛乳、大豆(豆類)、小麦、米の5大アレルゲンの外、ピーナッツなどのナッツ類、そば等についても、触れたり食べたりするとアレルギー反応を起こすという重いアレルギー症状に悩まされてきました。原告大泉真佐美の子は、アレルゲンが含まれた食品を少しでも口にすると、唇や口腔が腫れたり、酷いときには、顔や身体が腫れあがったり、吐き気や腹痛、下痢、頭痛などのアナフィラキシーショックを起こすこともあります。このようなアレルギー症状は、急性的に子どもを苦しめるだけでなく、アレルギー反応がひいた後にもアトピー肌が残る、子どもの精神状態に対する影響も甚大です。また、アレルギー反応が酷い場合には、保険適用外の薬を購入せざるを得ず薬代がかさむことで原告大泉真佐美の家計を逼迫しますし、子どもの苦しむ姿を見ることは、肉体的にも精神的にも大きな負担となります。そのため、親である原告大泉真佐美自身も、子どもにそのようなアレルギー症状がでないように細心の注意を払って食品表示を読み解き、また、食品メーカーに問い合わせるなどして、アレルギー反応が出ないように努力を重ねながら子どもを育ててきました。

原告大泉真佐美にとって、食品の中に子どもが反応してしまうアレ

ルゲンが含まれているかどうかを判断するには、少なくとも食品に含まれる原材料の表示について、現行の食品表示法や食品表示基準に従ったアレルギー、原産地表示等がなされていることが必須です。これらの表示は原告とその族にとって命綱といっても過言ではなく、最低限の安心を提供する条件なのです。

もし、TPPにより現在のアレルギーや原産地表示などについて制限がなされることがあれば、その被害は、原告とその家族の生命と健康を脅かす甚大なものとなることは明らかです。

## 2 遺伝子組み換え食品の表示が制限される

### (1) 遺伝子組み換え食品の問題性

遺伝子組み換え食品は、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術（遺伝子組換え技術）を利用して作られた食品です。現在、日本で流通している遺伝子組換え食品には、①遺伝子組換え農作物とそれから作られた食品、②遺伝子組換え微生物を利用して作られた食品添加物があります。

遺伝子組み換え食品については、遺伝子組換え食品がアレルギーを引き起こさないのか、遺伝子組換え食品を食べ続けても大丈夫か、子や孫の代で影響はないのか、害虫が死んでしまうような遺伝子組換え農作物はヒトに対して影響はないのか、遺伝子組換え農作物を含んだ飼料を与えられた動物の肉や乳、卵を食べても健康に影響はないのか等の多くの懸念があります。

厚生労働省は、日本では安全性審査を受けていない遺伝子組み換え食品又は、これを原材料に用いた食品は、製造、輸入、販売などが禁止されており、国内に流通しているものは、専門家により構成される食品安全委員会において科学的な根拠に基づき安全性の評価がなさ

れているなどと説明しています（遺伝子組み換え食品 Q & A，平成 23 年 6 月 1 日改訂第 9 版）。

しかし，遺伝子組み換え食品の危険性については，多くの研究結果が出されています。例えば，1998 年 8 月 10 日，英国のローウェット研究所のアーパド・パズタイ博士は，遺伝子組み換え技術を用いて作出されたジャガイモによりラットの免疫低下に影響すると報告しています。また，1999 年 4 月 20 日，米国コーネル大学のジョン・E・ロゼイ氏は，英国科学誌ネイチャーで，外虫抵抗性トウモロコシが他の生体に対して被害を及ぼす恐れがあると報告しています。2005 年 10 月には，ロシア科学アカデミーのイリーナ・エルマコヴァ博士が，除草剤耐性遺伝子組み換え大豆を食べたラットから生まれたラットの死亡率が高く成長も遅くなったとの報告もしています。

さらに，2010 年には，「遺伝子操作に関する独立情報研究機関」（CRIIGEN）のギレス・エリク・セラリーニ教授が率いる研究チームは，フランスの専門誌“Food and Chemical Toxicology”に発表された論文で，米国内の食品や飲料水の許容値内の NK603 の遺伝子組み換えコーンやラウンドアップ水溶液を与えられたラットが通常の餌を与えられたラットよりも早期にガンを発生し死亡していると報告し，世界を震撼させました。報告によればこれらのラットは，乳癌と深刻な肝臓，腎臓の障害を受けていたということです。

この様な中，EU では遺伝子組み換え作物に対する不信感が根強く，2010 年 7 月 13 日，EU レベルでの遺伝子組み換え作物の認可手続きを維持しながら，加盟国に対し，自国領土内全域あるいは一部の地域での栽培を禁止，あるいは制限することを可能にする条項を盛り込む，指令 2001/18/EC の修正案が提案されました。そして，2015 年 1 月 13 日，この修正案は欧州議会で可決され，これまでに EU

加盟国 28カ国のうち 19カ国が栽培制限や禁止を通告しています。また、EUでは、最終消費者向けだけでなく、外食事業者向けのものについても表示の義務づけがあり、表示が免除される意図しない遺伝子組み換え製品の混入率は 0.9%未満と定められています。

さらに、EU加盟国以外にも、ロシアは、食糧生産からあらゆる遺伝子組み換え製品を根絶することに決めたと報じられています。

遺伝子組み換え作物の主要産出国であるアメリカにおいてすら、カリフォルニア、ニューヨーク、マサチューセッツ、コロラド、コネチカット、フロリダ、ハワイ、イリノイ、ニューハンプシャー、ペンシルベニア、ミネソタ、ニュージャージー、ニューメキシコなど全米 30州以上で、表示義務化を求める運動や法案提出が相次いでいます。

このような現状からすれば、遺伝子組み換え作物に対する拒否感や不信感は、世界の潮流ともいうべきであり、原告らを含む多くの日本の消費者が遺伝子組み換え作物の耕作や摂取などに不安を感じ、遺伝子組み換え作物が使用されていない食品を選びたいと考えることは、極めて自然で、保護に値する権利というべきです。

## (2) 食品表示法などの規制

日本では、食品表示法及び内閣令に基づき、大豆、とうもろこし、馬鈴薯、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイアの 8種類の農産物と、これを原材料とする 33種類の加工食品と高オレイン酸遺伝子組み換え大豆及びこれを原材料として使用した加工食品（大豆油など）について、以下の 3つの例外を除き、原則として、遺伝子組み換え農産物の使用の有無について表示することとなっています。

3つの例外というのは、①主な原材料でない場合（主な原材料とは、使用量を重い方から順に並べたときに 3位以内に入っているか、また

は、原材料の重さに占める割合が5%以上である原材料をいう) ②組み込まれた遺伝子やその遺伝子が作るタンパク質が製品中に残っていない場合(油、醤油) ③遺伝子組み換えでない農産物を原材料として使っている場合です。

このような日本における遺伝子組み換え食品の表示については、油や醤油などについて表示がないことや、0.9%以上の混入ある製品について表示を要求するEUの規制等と比較すれば不十分ではありますが、これ以上の規制緩和は、原告らの選択の自由保障という見地から認められるべきではありません。

### (3) TPPにより「遺伝子組み換えでない」表示が禁止される

また、日本における遺伝子組み換え食品に関する表示の現状を見ると、「遺伝子組み換えがなされた原料を使用しています」などの表示はほとんどなく、ほぼ全てが、「遺伝子組み換えでない」という表示となっています。これは、遺伝子組み換えの原材料を使っているという表示のある消費者から敬遠されるため、そのような表示を要する商品が自然と少なくなっているためです。

他方で、「遺伝子組み換えでない」という表示は、法が強制するものではありませんが、製造者などが任意に使用することが認められていることから、遺伝子組み換え表示の対象となる原料等については、この「遺伝子組み換えでない」という表示がなされているというのが現状なのです。

しかし、TPPが締結されれば、現在許容されている任意の「遺伝子組み換えでない」という表示が、貿易の技術的障害(TBT)として制限される可能性は高く、原告らの選択の指針が失われる危険は極めて高いと考えられます。これは、「遺伝子組み換えでない」という表

示の認容が、TPA法が撤廃を目指す「不当に米国の市場アクセス機会を減少させるような慣行」「バイオ・テクノロジー等の新しい技術に影響する、表示等の不当な貿易制限又は商取引の要求事項」であると判断され、その制限を求められることが容易に想像できるからです。

また、遺伝子組み換え食品などに対して、加盟国の投資家が投資した場合には、「遺伝子組み換えでない」という表示を許容することが、国産品との間での不当な差別であるなどとして、投資の章に定める内国民待遇や公正公平待遇違反などを理由にISDS条項を用いて訴えられる危険性もあります。現在、日本では遺伝子組み換え作物の商業栽培はされていないため、「遺伝子組み換えでない」という表示は、輸入産品にとって不利な表示として規制される可能性があるからです。

#### (4) 遺伝子組み換え食品を選別できないという被害

前述のように、遺伝子組み換え作物に対する不信感の世界の潮流ともいえるべきものであり、原告らを含む多くの日本の消費者は、遺伝子組み換え作物やそれを原料とした食品を摂取しない、使用されていない食品を選別する利益を有しています。

TPPによって、この「遺伝子組み換えでない」という表示が制限されることになれば、原告の多くは、自分の健康や生命のみならず、自分の子ども達や家族の健康や生命についても危険にさらされることになるのです。

かかる被害の甚大性は、決して見逃されてはいけないものです。

以上